大崎市監査委員告示第１２号

監査の結果報告について

地方自治法第１９９条第１項，第２項並びに第４項の規定に基づき，大崎市監査基準により監査を実施したので，同条第９項の規定により，その結果を下記のとおり公表する。

令和８年９月３日

大崎市監査委員　門　脇　喜　典
大崎市監査委員　千　葉　裕　子
大崎市監査委員　石　田　政　博



記

第１　監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第２　監査の対象部署

（１）教育委員会

教育部

教育総務課（田尻給食センター含む），学校教育課，生涯学習課（市民会館等含む），文化財課，地域交流センター，松山公民館，三本木公民館，鹿島台公民館，岩出山公民館，鳴子公民館，沼部公民館，図書館（それぞれ所管する生涯学習施設等を含む）

（２）病院事業局

経営管理部

総務課，人事厚生課，経営医事課，各分院等管理課

患者サポートセンター（地域医療連携室）

アカデミックセンター（アカデミック管理室）

臨床支援センター（臨床支援室）

ＴＱＭセンターＴＱＭ推進部（ＴＱＭ推進室）

（３）水道事業及び下水道事業

上下水道部

経営管理課，上水道施設課，下水道施設課

第３　監査の着眼点

（１）財務に関する事務の執行（定期監査）

（２）経営に係る事業の管理（定期監査）

（３）行政に関する事務の執行（行政監査）

第４　監査の主な実施内容

令和７年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に，必要に応じて担当者の説明を聴取する等により，大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより，経済性，効率性，有効性，公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第５　監査の実施期間

令和８年４月７日（火）から同年６月１０日（水）まで

期日等の詳細については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第６　監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理，並びに一般事務の執行状況については，おおむね適正に事務処理されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また，一部改善又は検討を要望した事項については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので，それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
（病院事業局）

1　監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和８年 ６月２日（火） ３日（水） ４日（木）	３日	病院事業局	経営管理部 （総務課，人事厚生課，経営医事課，各分院等管理課） 患者サポートセンター （地域医療連携室） アカデミックセンター （アカデミック管理室） 臨床支援センター （臨床支援室） ＴＱＭセンターＴＱＭ推進部 （ＴＱＭ推進室）	書類監査

2　監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については，おおむね適正に執行されていると認められたが，事務処理上留意すべき軽微な事項については，別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また，一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので，それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお，個別事項は全て監査実施時点のものであるため，各所属長通知後，対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

（１）総務課

携帯電話会社への行政財産使用許可において，相手方に請求する実費負担分の電気料１円単位で請求していたが，病院事業行政財産の目的外使用に関する規程別表（第７条関係）備考では，光熱費は使用料に加算され，使用料は10円未満切り上げすることとなっているので，改めること。

（２）田尻診療所管理課

郵便切手受払簿において，職員の私物の41円はがき及び62円切手が公用の切手と一緒に保管されていた。これらは金券と同様であることを十分に認識の上，適正に管理すること。

（３）鳴子温泉分院管理課

令和７年10月に公用車リース料の支払遅延金900円が支出されていた。請求書の見落としが原因であり，支払体制を検証の上，管理を徹底すること。